

規 程 集



一般社団法人 千葉県水泳連盟

目次

役員選考規程	P 1
入会及び退会に関する規程	P 2
理事会規程	P 4
常任理事会規程	P 6
名誉顧問・顧問・参与に関する規程	P 7
専門委員会等規程	P 8
表彰規程	P 11
倫理規程	P 13
個人情報保護方針	P 14
理事候補者を推薦する場合の内規	P 15
会費規程	P 16
組織図	P 17

内規・申し合わせ事項

旅費・慶弔・見舞・加盟金・分担金等については関連団体が定める規程に もとづき、事務局が内規として整備する。

一般社団法人千葉県水泳連盟役員選考規程

(目 的)

第1条 一般社団法人・千葉県水泳連盟定款第20条の定めに基づき本連盟の役員の選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選考の時期)

第2条 役員の選考は、役員の任期が満了する日の属する年の前年3月31日までに理事会において行うものとする。

(理事の選考)

第3条 理事は、「理事候補者を推薦する内規」に基づき、「地域部会」「高等学校体育連盟部会」「小中学校体育連盟部会」「ジュニア部会」「マスターズスイミング部会」は理事予定者を会長に報告するものとする。ただし、第4条の規程により正副会長を選出した委員会・団体には別に理事予定者1名を置くことができる。

(会長及び副会長の選出)

- 第4条 会長は役員選考会（常任理事会）を招集する。
- 2 常任理事会により推薦されたものが次期会長となる。
 - 3 次期副会長の選出は、前2項を準用する。
 - 5 常任理事で欠席の場合は委任状によることができる。

(監事の選考)

第5条 監事は、理事予定者の推薦により選考する。

(役員の選考)

第6条 第4条、第5条及び第6条に規程する役員は、いずれも定款第16条による会の議決を経たのち就任する。

(雑 則)

第7条 この規程の変更及び必要な事項は理事会の決議を経なければならない。

附 則

この規程は、一般社団法人千葉県水泳連盟の設立登記の日から施行する。

一般社団法人千葉県水泳連盟の入会及び退会に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人千葉県水泳連盟（以下「本連盟」という。）定款第5条の規定に基づき、この法人の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定め、会員の地位の安定を図ることを目的とする。

(会員の種別)

第2条 定款第5条に規定する会員は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体とする。なお、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 登録会員 千葉県下における水泳競技に関する団体及びその団体に所属する個人で、本連盟並びに公益財団法人日本水泳連盟に登録した者
- (2) 正会員 本連盟の目的に賛同し入会した個人で、次のいずれかに該当する者
 - (イ) 前号に規定する登録会員である団体の代表として、当該団体が届け出た者
 - (ロ) 本連盟の事業に携わる個人で、理事会において推薦された者
- (3) 名誉会員 本連盟に功労のあった個人で、総会が別に定める基準に従い理事会において推薦された者

(入会手続)

第3条 本連盟の登録会員又は正会員になろうとする者は入会申込書（第1号様式）に必要事項を記載し提出しなければならない。新規に加盟しようとする団体は新規加入申請書を提出しなければならない。

2 本連盟への入会の可否は、次に掲げる基準を基に理事会において決定する。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人でない者であること。
- (2) 入会申込書及び添付された関係書類から、会員としてふさわしいと認められる個人又は団体であること。
- (3) 本連盟の設立目的及び事業活動の趣旨を理解し協力できること。
- (4) 会長は理事会において入会の可否を決定したときは、入会決定通知書により、入会申込者に通知しなければならない。
- (5) 名誉会員については、理事会においてあらかじめ本人の意向を確認の上、総会において推薦を決定し、本人に通知するものとする。

(会員名簿)

第4条 入会者は、会員の種別ごとに会員名簿に登録する。

2 会員名簿に登録された会員に関する情報については、その公開の範囲について、本人の意向を尊重し、本連盟の個人情報管理規程にもとずき管理する。

(入会金及び会費)

第5条 入会金及び会費の金額及び納期並びに減免に関する扱いについては、総会の決議により定める会費等に関する規則によるものとする。

(退会)

第6条 会員は、退会届（第4号様式）を提出して、任意に退会することができる。

2 前項の規定により会員が退会したときは、会員名簿の登録を抹消する。

- 3 定款第8条の規定により、退会以外の理由により会員資格を喪失した場合については前項と同様に会員名簿の登録を抹消する。

(再入会)

第7条 過去にこの法人の会員であった者で再入会を希望する場合には、第5条の規定を準用する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人千葉県水泳連盟の設立の登記の日から施行する。

一般社団法人千葉県水泳連盟理事会規程

(目的)

第1条 一般社団法人千葉県水泳連盟の理事会に関する事項は、法令または本連盟の定款に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(理事会の種類・開催)

第2条 理事会は定例理事会及び臨時理事会とする。

- 2 定例理事会は、原則として年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、また、その日から2週間以内に理事会招集の通知が発せられない場合に、請求した理事が招集したとき。
 - (4) 監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(決議事項)

第3条 理事会が決議すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 本連盟の業務執行に関する事項
- (2) 業務執行理事の選定・解職及び人事に関する事項
- (3) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (4) 財務に関する事項
- (5) 重要な組織の設置、変更及び廃止
- (6) その他、法令及び本連盟の定款に定める事項並びに理事会が必要と認める事項

(招 集)

第4条 理事会は理事長が招集する。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が招集する。

- 2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは不当な事実があると認め、これを理事会に報告する必要があるときは、理事会を招集することができる。

(招集手続)

第5条 理事会の招集通知は、理事会の開催日の1週間前までに、各理事及び監事に対して発しなければならない。

- 2 前項の招集通知は、会議の日時、場所及び会議の主な目的事項を記載した書面で行うものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議 長)

第6条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長に事故があるときは、副理事長がこれにあたる。

- 2 理事会の会議の目的事項について議長が特別の利害関係を有するときは、その事

項の審議について、他の理事が議長にあたるものとする。

(決 議)

第7条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の採決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、理事会の決議に理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第8条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(補 則)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、一般社団法人千葉県水泳連盟の設立の登記の日から施行する。

一般社団法人千葉県水泳連盟・常任理事会規程

(目 的)

第1条 一般社団法人千葉県水泳連盟の定款第32条の規定に基づき常任理事会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(構 成)

第2条 常任理事会は、会長・専務理事及び常任理事（この法人の運営委員会・委員長）をもって構成し会長が必要と認めたときは、他の関係理事を加えることができる。

(任 務)

第3条 常任理事会は、次に掲げる事項について答申を行う。

- (1) 理事会から会長に委任された業務執行の決定にあたり、諮問に対し答申すること
- (2) 理事会に付議する事項を協議すること。
- (3) 理事長が業務を執行する際にその執行に関する重要事項を協議すること。
- (4) この法人の年間事業計画原案を策定すること。
- (5) その他この法人業務運営に関する重要事項について協議する。

(開 催)

第4条 常任理事会は、必要に応じ開催する。

(招 集)

第5条 常任理事会は、理事長が招集し議長となる。

- 2 常任理事会は開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、緊急を要し、常任理事全員の同意があるときはこの期間を短縮することができる。

(決 議)

第6条 常任理事会の決議は、出席構成員の4分の3以上の同意を要する。

(補 則)

第7条 この規則の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

附 則

この規程は、一般社団法人千葉県水泳連盟の設立の登記の日から施行する。

名誉顧問・顧問及び参与に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、定款第33条に規定する名誉顧問・顧問及び参与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名誉顧問・顧問及び参与の委嘱)

第2条 名誉顧問は、本連盟の会長の職にあった者とする。

2 顧問は、本連盟に関係の深い者のうちから委嘱するものとする。

3 参与は、本連盟に関係の深い者のうちから委嘱するものとする。

(任 期)

第3条 名誉顧問・顧問及び参与の任期は、本連盟役員の任期に準ずる。ただし、増員又は補欠のため選任された顧問並びに参与の任期は、前任者の残任期間とする。

(諮問及び助言)

第4条 本連盟会長は、名誉顧問・顧問又は参与に対し、口頭又は文書により諮問する

2 諮問を受けた名誉顧問・顧問又は参与は、口頭又は文書により助言する。

(報 酬)

第5条 名誉顧問・顧問及び参与は無報酬とする。

(雑 則)

第6条 この規程の変更及び必要な事項は理事会の決議を経なければならない。

附 則

この規程は、一般財団法人千葉県水泳連盟設立の登記の日から施行する。

専 門 委 員 会 等 規 程

(目 的)

第1条 本規程は、定款第34条に基づき、専門委員会等を設置し、その組織等について必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会等の設置)

第2条 設置する専門委員会等は、次のとおりとする。

- 2 競技力向上委員会には種別委員会を設置する。
- 3 設置する部会は下記の5部会とする。

① 専門委員会

- (1) 総務委員会
- (2) 競技委員会
- (3) 競技力向上委員会

種別委員会

- ① 競泳委員会
- ② 飛込委員会
- ③ 水球委員会
- ④ シンクロ委員会
- (4) 普及委員会
- (5) 情報システム委員会

② 特別委員会

- (1) 国体対策委員会
- (2) 医科学委員会
- (3) 検定委員会
- (4) 選手選考委員会
- (5) その他

③ 部 会

- (1) 千葉県高等学校体育連盟水泳専門部
- (2) 千葉県小中学校体育連盟水泳専門部
- (3) ジュニア部会
- (4) マスターズ部会
- (5) 学生部会

(選 出)

第3条 専門委員会の委員は、本連盟理事及び各委員会から選出し、理事会の決議を経て会長がこれを委嘱する。

- 2 特別委員会は、本連盟理事及び各委員会からの推薦により理事会の決議を経て会長がこれを委嘱する。

(構 成)

第4条 専門委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 若干名
 - (3) 委員 若干名
 - (4) その他委員会において、必要な構成を設ける事ができる。
- 2 特別委員会の構成は、次のとおりとする。
- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 若干名
 - (3) 委員 若干名
 - (4) その他委員会において、必要な構成を設ける事ができる。
- 3 選手選考委員会の構成は、次のとおりとする。
- 会長・副会長・理事長・副理事長・総務委員長・競技力向上委員長・競技委員長
ジュニア委員長・国体対策委員長・小中体連委員長・高体連委員長・前年度国体監督

(委員会の所轄事項)

第5条 委員会の所轄事項は次のとおりとし、理事会の管理のもとにその職務を行う。

1. 専門委員会

(1) 総務委員会

- ①定款その他の規程等の制定及び改廃に関する事項
- ②総会の開催に関する事項
- ③各委員会及び加盟団体との連携に関する事項
- ④事務局に関する事項
- ⑤会員の入退会に関する事項
- ⑥（公財）日本水泳連盟、（公財）千葉県体育協会に対する連絡、報告に関する事項
- ⑦関係省庁に対する連絡、報告に関する事項
- ⑧関東ブロック会議に関する連絡、報告事項
- ⑨本県におけるプール公認
- ⑩本連盟の財務収支に関する事項
- ⑪その他、渉外並びに庶務に関する事項

(2) 競技委員会

- ①県内競技会の年度計画作成及び競技会運営
- ②主要競技会要項の作成
- ③公認競技役員の育成及び管理
- ④競技委員会会議の開催
- ⑤千葉県民体育大会に関する事項
- ⑥その他水泳競技に関する事項

(3) 競技力向上委員会

- ①競技力向上事業計画の策定及び実施
- ②国体候補選手の選出、強化指定選手の選考
- ③強化委員会会議の開催

④その他競技力向上に関する事項

(4) 普及委員会

- ①公認基礎水泳指導員の養成、指導員検定及び指導員の資質向上のための講習会の計画及び実施
- ②検定員の養成及び選考
- ③水泳普及に関する諸行事の計画及び実施
- ④公認指導員の育成及び有資格者の活用
- ⑤優秀活動団体の選定及び表彰申請
- ⑥普及委員会会議の開催
- ⑦その他水泳普及及び水難事故防止に関する事項

(5) 情報システム委員会

- ①主催・主管競技会の記録管理及びランキングの作成
- ②新記録の認定及び新記録の申請
- ③（公財）日本水泳連盟への記録報告
- ④競技者登録及び競技会運営の情報システムに関する事項
- ⑤システム委員会会議の開催
- ⑥ホームページの管理・運営
- ⑦その他業務に関するシステムの企画、開発、運用に関する事項

2、種別委員会

(1) 競泳委員会

- ①県内競泳競技に関する事項
- ②その他競泳に関する事項

(2) 飛込委員会

- ①県内飛込競技に関する事項
- ②その他飛込競技会・講習会・強化に関する事項

(3) 水球委員会

- ①県内水球競技に関する事項
- ②その他水球競技会・講習会・強化に関する事項

(4) シンクロ委員会

- ①県内シンクロナイズドスイミング競技に関する事項
- ②その他シンクロナイズドスイミング競技会・講習会・強化に関する事項

3、部 会

(1) 千葉県高等学校体育連盟水泳専門部

県内高等学校水泳競技に関する事項

(2) 千葉県小中学校体育連盟水泳専門部

県内小中学校水泳競技に関する事項

(3) ジュニア

- ①県内ジュニア水泳競技に関する事項
- ②ジュニア委員会運営に関する事項

③その他ジュニア部門に関する事項

(4) マスターズ

①県内マスターズ水泳競技に関する事項

②日本マスターズ水泳協会に関する事項

③その他マスターズ部門に関する事項

④県内実業団水泳競技会に関する事項

(5) 学生

①県内大学生の水泳競技に関する事項

②その他学生部門に関する事項

(役員の任務)

第6条 委員長は委員会を統括する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、あらかじめ定められた順位によりその職務を代行する。

(委員及び役員の任期)

第7条 委員及び役員の任期は、本連盟定款第23条の定めるところによる。ただし、増員又は補欠のため選任された役員の任期は、それぞれ現任者又は前任者の残任期間とする。

(委員会の招集)

第8条 委員会は、委員長が必要と認めたときに招集する。ただし、委員の半数以上の者から要請があったときは、委員長は委員会を招集しなければならない。

(議事の決定)

第9条 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

(会長・副会長・理事長の出席)

第10条 会長・副会長・理事長は委員会会議に出席し、審議に参画し意見を述べることができる。

(雑 則)

第11条 この規程の変更及び必要な事項は理事会の決議を経なければならない。

附 則

この規程は、一般社団法人千葉県水泳連盟設立の登記の日から施行する。

表 彰 規 程

(目的)

第1条 本規程の目的は、つぎのとおりとする。

- 1 本連盟の普及、振興に貢献した個人、及び団体の功績を讃えるとともに、競技力向上に資することを目的とする。

(表彰)

第2条 本規程に定める表彰は、つぎのとおりとする。

- (1) 功労賞
- (2) 感謝状
- (3) 優秀選手賞
- (4) 優秀監督・コーチ賞

(功労賞)

第3条 永年、本連盟役員として努め、その功績顕著な者について退任時に表彰する。

- (1) 理事として3期以上努めた者
- (2) 常任理事として2期以上努めた者
- (3) 業務執行理事・監事職歴の者
- (4) 会長が特に必要と認めた者
- (5) (公財) 日本水泳連盟の有効章受章者は除く

(感謝状)

第4条 永年、本連盟役員および水泳競技の普及、発展に顕著な功績のあった者を対象とする。

- (1) 競技役員として顕著な功績のあった者
- (2) 水泳競技の普及活動に顕著な功績のあった者
- (3) 水泳指導員として顕著な功績のあった者

(優秀選手賞)

第5条 当該年度内に各種競技会において優秀な成績を収めた選手

- (1) 日本選手権大会・日本短水路選手権大会・国民体育大会・日本高等学校選手権大会・全国中学校選手権大会・全国ジュニアオリンピックカップ大会で優勝した個人および団体
- (2) オリンピック大会・世界選手権大会・アジア大会・ワールドカップ大会・ユニバーシアード大会・パンパシフィック大会の日本代表として選抜された個人および団体
- (3) 世界記録、日本記録を樹立した個人および団体

(優秀監督・コーチ賞)

第6条 前5条による選手を育成・指導した指導者

- (1) 第5条による選手を直接指導した者。
- (2) 永年にわたり全国的な規模の大会で3位以上の入賞を果たした団体、個人を指導した者

(その他)

第7条 他団体からの推薦にもとづく表彰については、その推薦基準を満たす者に関して、表彰の適正について理事会において審議する。

(表彰の方法)

第8条 表彰は表彰状及び感謝状を贈り、記念品を添えることができる。

附 則

この規程は一般社団法人千葉県水泳連盟設立の登記の日から施行する

倫 理 規 定

(目 的)

第1条 本規程は、一般社団法人千葉県水泳連盟（以下「本連盟」という。）の関係者が遵守すべき倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、本連盟の社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的行動と意思決定にいかされるように図るとともに、事業執行の公正さに対する社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって、本連盟に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(組織の使命及び社会的責任)

第2条 本連盟関係者は、定款第3条に規定する設立目的に従い、貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営にあたらなければならない。

(社会的信用の維持)

第3条 本連盟関係者は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(法令等の遵守)

第4条 本連盟関係者は、関連法令及び本連盟の定款、倫理に関するガイドラインその他の諸規定を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

(遵守事項)

第5条 本連盟関係者は、セクシャルハラスメント及びドーピング等薬物乱用などの行為を絶対に行ってはならない。

- 2 個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- 3 日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや幹旋・強要をしてはならない。
- 4 補助金、助成金等の経理処理に関し、会計基準に基づく適正な処理を行い、決して他の目的への流用や不正行為を行ってはならない。
- 5 自らの社会的な立場を認識し、常に自らを厳しく律し、本連盟の信頼を確保するよう責任ある行動をとらなければならない。
- 6 各種大会の代表選手などの選考にあたっては、選考結果に疑問を抱かせることのないよう公平かつ透明性ある選考をおこなわなければならない。

(個人情報保護)

第6条 業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(社会的規範に関すること)

第7条 本規程に示す対象者は、特に、競技会等スポーツ活動に関する時以外の日常生活においても社会規範としての慣習、道徳、法律を強く意識・励行し、社会秩序の維持に努めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人千葉県水泳連盟の設立の登記の日から施行する。

個人情報保護方針

一般社団法人千葉県水泳連盟（以下「本連盟」という）は、本連盟個人情報保護規程及び情報公開に関する規程に基づき、以下の方針により個人情報の保護に務めます。

1 個人情報の取得について

本連盟は、適正かつ公正な手段によって個人情報を取得します。

2 個人情報の利用について

本連盟は、個人情報を取得の際に示した利用目的の範囲内で利用します。

3 個人情報の第三者提供について

本連盟は、法令で定める場合を除き、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく第三者に提供しません。

4 個人情報の管理について

本連盟は、個人情報を正確かつ安全に管理します。

本連盟は、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏洩などを防止するため、適正な情報セキュリティ対策を講じます。

5 個人情報保護コンプライアンス・プログラムの策定・実施・維持・改善について

本連盟は、この方針を実行するため、個人情報保護コンプライアンス・プログラムを策定しこれを本連盟従業者その他関係者に周知徹底させて実施し、維持し継続的に改善します。

6 本連盟の個人情報保護規程については、公益財団法人千葉県体育協会の定める個人情報保護規程を準用する

附 則

この規程は、一般社団法人千葉県水泳連盟の設立登記の日から施行する。

理事候補者を推薦する場合の内規

(目 的)

第1条 役員選任に関する規則第20条の規定に基づき、理事候補者を推薦する場合の内規を定めるものである。(30名以上40名以内)

(加盟団体の分類)

第2条 加盟団体を「地域部会」「高等学校体育連盟部会」「小中学校体育連盟部会」「ジュニア部会」「マスターズスイミング部会」に分類する。

2 各分類から次に定める人数を理事として推薦する。

①地域部会・定数6名 (各地域より1名

- ・中央地区 (千葉市)
- ・葛南地区 (市川市・船橋市・習志野市・八千代市・浦安市)
- ・東葛飾地区 (松戸市・野田市・柏市・流山市・我孫子市・鎌ヶ谷市)
- ・北総地区 (銚子市・香取市・香取郡・印旛郡市・匝瑳市・旭市・成田市)
- ・東上総地区 (茂原市・夷隅郡・いすみ市・勝浦市・山武郡・長生郡・東金市・大網白里市)
- ・南房総地区 (館山市・木更津市・南房総市・安房郡・市原市・鴨川市・君津市・富津市・袖ヶ浦市)

②高体連部会・定数5名 (高体連役員より推薦)

③中体連部会・定数3名 (中体連役員より推薦)

④ジュニア部会・定数5名 (ジュニア部会役員より推薦)

⑤マスターズ部会・定数3名 (マスターズ部会役員より推薦)

⑥会長推薦・若干名 (専門委員会関係役員より推薦))

会 費 規 程

(趣 旨)

第1条 一般社団法人千葉県水泳連盟、定款第6条に規定する会費の額、納入方法に関して必要な事項を定めるものとする

(会 費)

第2条 個人正会員の年会費は、年額1、000円とする。

2 名誉会員の年会費は、年額1、000円とする。

(入会金)

第3条 新たに正会員になるものは、入会と同時に入会金1、000円を納入しなければならない。

(会費の納入等)

第4条 会費の納入は、毎年翌年分を、当年度3月31日までに銀行等の振替えにより納入しなければならない。

2 新たに入会したものは、入会した日（入会届によって確定した日）の属する年度から会費を納入しなければならない。

3 会員が退会したときは、既に納入されている入会金・会費の返還は行わない。

(会費の減免)

第5条 会長は、会員の申請に基づき、天災地変その他の特別な事由により会費を納入することが困難であると認めるときは、理事会に諮って会費を減免し、又は免除することができる。

(雑 則)

第6条 この規程の変更及び必要な事項は理事会の決議を経なければならない。

附 則

この規程は、一般社団法人千葉県水泳連盟設立の登記の日から施行する。